

**【1】ご本人確認書類 - ②運転免許証**

意味:運転免許証とは、自動車や原動機付自転車の運転に一定の技量が必要な機械装置や設備等の運転が許可されていること（一般に運転免許とも呼ばれる）を示す公文書であり、日本の制度では公安委員会・警察庁の管理監督を受ける国家資格となっている。

氏名、生年月日、写真、有効期限(失効まで三ヶ月以上)、番号の記載が鮮明な運転免許証のコピーをご提出ください。

**※運転免許証をご本人確認書類とする場合、住所証明書類として使用できません。住所証明書類は別の書類が必要となります。**

※鮮明とは、下記画像のように、写真や文字が、ぼけることなく、はっきりと見えること。

※お名前、住所などの変更がある場合は、裏面もご提出ください。

※発行機関（右下公安委員会）の名称/捺印も判読できるようお願いします。

